

令和6年度 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
戦略推進部プロモーション推進担当課長
特定任期付職員 採用案内

令和6年12月19日
東京都スタートアップ・
国際金融都市戦略室

本採用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

1 採用予定職、採用予定人数等

- (1) 採用予定職
スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部
プロモーション推進担当課長 ※特定任期付職員
- (2) 職務内容
スタートアップと金融の一体的かつ戦略的なプロモーションを加速化させるため、職員自ら海外に赴き、国際イベント等での都の取組や東京の魅力等の発信を通じて、「人」レベルでのネットワーク強化を図っていく。
- (3) 採用予定人数等
 - ア 採用予定人数 1名
 - イ 勤務予定先 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
(新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎)

2 採用予定日

原則：令和7年4月1日（又は令和7年5月1日）

3 任用期間

原則：採用日から令和9年3月31日まで

4 受験資格（基準日：特に断りのない限り採用予定日）

- (1) 受験資格
 - ア 国際的なビジネスや国際協力に関わる民間企業・政府系機関等における職務経験が10年以上あり、かつ海外進出戦略の立案やマーケティング活動などの国際業務経験が5年以上あること
 - イ 英語での円滑なビジネスコミュニケーションができること（英語でのプレゼンテーション

や渉外、契約交渉などの実務経験があること。)

(2) 求められる能力

- ア 国際関係、通商問題に関する高度な知識を有し、民間企業や政府系機関等において、国内外の経済情勢や産業・企業動向などを調査・分析した経験を有していること。
- イ 外国企業や外務省、経済産業省等の官公庁、誘致機関等での海外との調整経験を有していることが望ましい。

(3) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 選考方法等

(1) 第一次選考（書類選考）

応募書類の記載内容により、「専門性」及び「業績」等を勘案し選考します。

(2) 第二次選考（口述試験）

第一次選考合格者に対し、採用予定職への適性等について個別面接を行います。

(3) 面接実施時期・場所等

令和7年1月27日（月曜日）から同月31日（金曜日）まで（予定）

日時、会場の詳細は、第一次選考合格者に対して合格通知と併せてお知らせします。

(4) その他

応募状況により、面接を複数回行う場合があります。

なお、事前提出書類において、受験資格がないと認められた場合は、面接試験を受験できません（その旨通知いたします。）。

6 合格発表

(1) 第一次選考（書類選考）

令和7年1月23日（木曜日）頃までに、可否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。

（注）電話等による可否の照会には応じません。

令和7年1月24日（金曜日）までに通知が届かない場合は、スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課採用担当にお問合せください。

(2) 第二次（口述試験）選考（最終合格発表）

令和7年2月13日（木曜日）頃（予定）。可否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

（注）電話等による可否の照会には応じません。

令和7年2月14日（金曜日）までに通知が届かない場合は、スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課採用担当にお問い合わせください。

7 勤務の条件

（1）給与

ア 給料は、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年条例第161号）」に基づき決定されます。

（参考例：4号給の場合） 給料月額 536,700円

イ アのほか、期末手当、通勤手当等が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません（「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。）。

※ このほかに、給料月額の20%相当の地域手当が支給されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 条例は、東京都ホームページの「東京都例規集データベース」にて閲覧可能です（http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html）。

（2）勤務時間

勤務時間は、週38時間45分で、原則として週休2日制です。

（3）休暇

休暇は、1年間に20日（初年度は採用日より異なります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

（4）服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

8 申込手続

申込みを行う場合は、（1）の応募書類を東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課採用担当宛てにメール（[S1130101\(at\)section.metro.tokyo.jp](mailto:S1130101@section.metro.tokyo.jp)）にてご提出ください。

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、（at）を @ に置き換えた上で、送信してください。

※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いいたします。応募を確認した後、受信確認の旨のメールを返信いたします。

（1）応募書類

ア 履歴書（第1号様式・写真データ添付）

イ 職歴調書（第2号様式）

※ ア及びイの様式については、スタートアップ・国際金融都市戦略室のホームページからダウンロードできます

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/recruitment>

※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

なお、応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、令和6年度東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部プロモーション推進担当課長の採用に係る事務の範囲内でのみ利用します。

(2) 申込受付期間

令和6年12月19日（木曜日）から令和7年1月17日（金曜日）17時まで（必着）

9 応募先（問合せ先）

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部部戦略企画課 採用担当

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電 話 03-5388-3681